

## 第295回奈良県開発審査会議事要旨

日時・場所： 令和7年12月16日（火） 13時30分～15時00分  
Web会議

出席委員： 前川委員、久保委員、島本委員、竹本委員、田中委員、  
井上委員、清水委員

出席幹事： 建築安全課（堂崎課長）  
県土利用政策課（内田課長）  
担い手・農地マネジメント課（片山課長）  
水・大気環境課（田原主幹）

傍聴者： 1名

### 1 開会宣言等

### 2 議事

(1) 議事録署名委員の選出  
議事録署名委員に久保委員を選出

(2) 議案審議

#### 第R7-6号議案 地域振興産業の工場 (工場(そうめん製造業):桜井市大字箸中)

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

田中委員：計画工場より発生する騒音とその対策について説明願う。

事務局：製造に用いる機械は可動式で、規制値を超える騒音を発生させるものではないが、外壁厚の確保により隣接地に配慮した計画となっている。

田中委員：幹線道路までの経路に幅員6m未満の部分があるが、基準に適合しているか。また、普通自動車の定義についても説明願う。

事務局：審査基準集の解説で、普通自動車を車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員が10人以下と定義している。計画工場への搬出入は、申請者所有の車両のみで行うことから、車検証により普通自動車であることを確認しており、本要件に適合するものである。

**第 R7-7号議案 既存工場の事業の質的改善**  
**(工場(ゴム製品製造業):葛城市西室)**

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

田中委員：計画地の地目に水路が含まれているが、付け替えを行う計画か説明願う。

事務局：登記上水路であるが、実態は農地として利用されている部分であり、用途廃止をすることで葛城市との協議を了している。

田中委員：工場棟東側から汚水排水管が複数出ているが、工場排水は発生しないのか説明願う。

事務局：1階製造室、2階電気試験室、乾燥室に設置する手洗いからの排水経路を示しており、工場排水は発生しない。

久保委員：便所も手洗いと同じ排水経路か説明願う。

事務局：便所は1階南側に配置されており、建物南側から出て、手洗いからの排水と合流し、公共下水道に接続する計画である。

久保委員：計画工場及び既存工場には何人の従業員がいるか。また、橋の整備以外に、既存工場の敷地内に通路の整備が必要か説明願う。

事務局：計画工場の予定従業員数は20名、既存工場の従業員数は50名である。既存工場の洗浄室に台車で製品を運ぶ計画であるため、既存工場の敷地内にも通路を整備する必要がある。

清水委員：機械洗浄時や研究開発室においても工場排水が発生しないか説明願う。

事務局：原材料であるゴムは固化する性質があり、機械等に付着したものは、固化後に廃棄物として処分するため工場排水の発生はない。なお、開発研究室での詳細な作業内容は確認できていないが、同種製品の開発等を行うことが想定され、工場排水は発生しないと考えている。

清水委員：既存工場からは工場排水の発生があるか。また、計画工場に洗浄処理室を設けなかったのはなぜか説明願う。

事務局：既存工場においても、原材料を液体のまま処分する工程はなく、製品の表面に付着したタンパク質等を洗浄した洗浄水を中和処理後に排水するのみである。この処理機器等を2ヶ所に設置することは難しいとの判断により、計画工場には洗浄処理室を設けていない。

## 第 R7-8号議案 医療施設

(病院:大和郡山市外川町、田中町)

本件了承される。

なお、本件について以下の質問があった。

井上委員：本計画地に囲まれた形状の敷地である老人デイサービス等は別法人による事業か。また、計画地と隣接地との境界における、人や車の往来の可否について説明願う。

事務局：本計画地に囲まれた敷地は、同一グループ会社であるが、別法人の運営する施設である。また、敷地周辺部を緑化していることや、敷地南側は水路に面していることから、車は通行できないが、人は通行することが可能である。

井上委員：敷地内における、歩行者通行の安全への配慮が必要である。

田中委員：既存有料老人ホームの入居者はどうするのか説明願う。

事務局：大半が計画地から北に 500 メートル程度の位置にある同一グループ会社が運営する有料老人ホームに転居することが決定しており、他の入居者も別施設への転居する計画である。

田中委員：これまでも計画地周辺に関連施設が立地しており、市街化を促進するものではないと言えるか説明願う。

事務局：前提として、提案基準 37 については、周辺に関連施設との連携を要件にしているものではない。しかし、計画地周辺において、申請者及び同一グループ会社が、医療・福祉施設を立地しているのは事実であり、今後も関連施設等が際限なく立地することがあれば問題であると考え。一方で、開発許可制度運用指針においても、既存施設に関連する福祉施設等は許可して差し支えないものの例として示されているところであり、当該指針を準用し、提案基準が策定されており、医療・福祉施設については、一定の公益性があることも含め、本計画が市街化を促進するとは言えないと考えている。

田中委員：公益性があるとは言え、際限なく開発されていくことをどう規制していくか、バランスの難しい話である。

前川会長：今後、関連施設の立地に関して注意が必要である。

### (3) 報告事項

事後報告